

(証券コード 2215)
2022年3月14日

株 主 各 位

東京都小平市小川東町三丁目6番1号
中一屋製パン株式会社
代表取締役社長 細 貝 正 統

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、書面又はインターネットによる事前の議決権行使をご推奨申し上げますと共に、株主様の健康状態によらずご来場を見合わせることをご検討くださいますようお願いいたします。

なお、書面又はインターネットによる議決権行使の方法は、3頁から4頁までに記載のとおりですので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年3月29日（火曜日）午後6時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月30日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都小平市小川東町三丁目6番1号
当社小平工場会議室（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 - 1.第80期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2.第80期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件
決 議 事 項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役1名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、
何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出願います。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.daiichipan.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。
なお、上記書類は、本招集ご通知に添付した他の書類と共に、会計監査人又は監査役の監査対象となっております。
- ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトにて修正後の内容を掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

<当社の対応について>

- ◎ 本株主総会会場におきましては、株主総会当日の状況に応じて、運営スタッフのマスク着用など、感染予防措置を講じてまいります。
- ◎ 株主総会会場の座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数がコロナ禍以前に比べ大幅に減少します。そのため、当日ご来場いただきましても入場をお断りせざるを得ない場合がございますので、予めご了承願います。
- ◎ 株主総会終了後の株主懇談会の開催は中止します。

<株主様へのお願い>

- ◎ 感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席につき、特に慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ◎ 感染リスクを避けるため、株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面・インターネットによる議決権行使をご推奨申し上げます。
- ◎ ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用と会場受付付近にて手指のアルコール消毒をお願い申し上げます。また、入場前に検温をお願いし、発熱が認められる方、体調不良と思われる方の入場をお断りする場合がございますので、予めご了承願います。
- ◎ 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.daiichipan.co.jp/>) にてお知らせいたします。

株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

■ 事前に議決権を行使いただく場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限 2022年3月29日(火曜日) 午後6時必着



インターネットによる議決権行使

パソコンをご利用の方は、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただくことで議決権を行使できます。詳細は次頁のご案内をご高覧のうえ、画面の案内にしたがって賛否を入力してください。

スマートフォンをご利用の方は、議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログイン QR コード」を読み取りいただくことで議決権を行使できます。詳細は同封の「『スマート行使』の使い方」をご高覧のうえ、画面の案内にしたがって賛否を入力してください。

行使期限 2022年3月29日(火曜日) 午後6時まで

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくと共に同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2022年3月30日(水曜日) 午前10時

❗ ご注意事項

※郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取扱わせていただきます。

※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。



インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>



インターネットによる議決権行使は、当社の指定する上記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権
行使期限

2022年3月29日(火曜日)
午後6時まで

3. パスワードの入力

*** パスワード認証 ***

- パスワードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
- ソフトウェアキーボードを使用される場合は、右のリンクを
- パスワードをお忘れの場合は、こちらをクリックしてください。

パスワード: ソフトウェアキーボード [こちら](#)

入力

クリック → **次へ**

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の案内にしたがって
賛否をご入力ください。

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

こちらは、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みいただき、ご了承いただける方は【次へすすむ】

次へすすむ **閉じる**

クリック

ご利用のお届出の確定手続きは、ご入力いただいたメールアドレスなどの変更・電子配信の中止を希望されている銘柄をご所有の方で、すでに登録いただいているメールアドレスなどの変更・電子配信の中止を希望

「次へすすむ」をクリック

2. ログインする

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載されています。
(電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様は、ご通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード:

入力

クリック → **ログイン** **閉じる**

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ
三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート(専用ダイヤル)

0120-652-031

(受付時間 9:00 ~ 21:00)

(添付書類)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2021年1月1日～2021年12月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種率の上昇に伴い新規感染者数が減少し、移動や外出などの制限が緩和されることによる経済活動の回復に兆しが見られた一方で、新たな変異ウイルスの発生が再び感染拡大をもたらす懸念は拭えず、依然として先行き不透明な状況が続いております。

製パン業界におきましては、コロナ禍における消費動向の変化に加え、原材料及び原油価格の高騰により価格改定を実施せざるを得ない状況に至り、消費者の買い控えや同業他社間の顧客獲得競争がますます激しくなるなどの厳しい環境が続いております。

このような状況の中、当グループでは基本方針として、「NBを磨き、新しい価値を創る」を掲げ、既存の自社ブランド（NB）商品については、品質向上を含めたりリニューアルや顧客に求められる商品の育成に注力してまいりました。

また、全工場でFSSC22000（食品安全マネジメントシステムに関する国際規格）の取得を目指して準備を進めており、「新しい第一パンを創る」ための体制作りが整いつつあります。

更に、継続中のDPS（Daiichi-pan Production System：第一パン生産方式）活動では生産性の向上に注力し、生産ロス率を低い水準で維持しながら、製造原価全体を低減することができました。

売上高では、主軸であるテレビアニメキャラクターの商品は複数のキャンペーンが奏功し、前年を上回る結果となりました。

また、プライベートブランド（PB）商品及び業務用食材パンにおいては、コンビニエンスストア向け調理用パンやハンバーガーショップ向けバンズが好調に推移したほか、全国展開するチェーンとの新たに取引が開始されるなど、未だコロナ禍における人流の回復が思わしくない中で売上増加となり、将来的にも安定した売上確保が見込まれることとなりました。

更に、新領域の商品群（ロングライフ商品のパン、OEM商品の冷凍ケーキ、冷凍ピザ生地など）については、新たに習得した技術と新しい設備をもって、通年生産可能な取引先の獲得や品数及び生産ラインを拡充することができ、売上が伸長しました。

一方、NB商品では、同業他社との競合が一層厳しくなっているドラッグストア及びスーパーマーケットにおける棚落ちの影響により、大幅な売上減少となり、売上全体の枷となりました。

以上の結果、当連結会計年度のパン部門の売上高は17,475百万円と前連結会計年度に比べ180百万円の減収、和洋菓子部門の売上高は3,901百万円と同比315百万円の増収、その他の売上高は、主に子会社における菓子類の販売が低調に推移したことで2,486百万円と同比292百万円の減収となりました。

よって、当連結会計年度の売上高は23,864百万円で、前連結会計年度比157百万円の減収(0.7%減)、営業損益は、原材料費の効率的運用による抑制、販売管理費では物流コストの低減に努めましたが、原材料価格及び電気・ガス料単価の高騰などにより、633百万円の損失(前連結会計年度は462百万円の営業損失)、経常損益は、賃貸収入など営業外収益233百万円、支払利息など営業外費用123百万円を計上した結果523百万円の損失(前連結会計年度は354百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純損益は、減損損失による特別損失176百万円を計上した結果739百万円の損失(前連結会計年度は368百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

(2) 部門別売上の状況

部 門 別	売 上 高	構 成 比
パ ン 部 門	17,475 百万円	73.2 %
和 洋 菓 子 部 門	3,901	16.4
そ の 他	2,486	10.4
合 計	23,864	100.0

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資等の総額は487百万円であり、その主なものは生産設備の更新であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、特記すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞により、消費者の低価格志向や人手不足に拍車がかかるなどの非常に厳しい経営環境に加えて、原材料価格及び物流費の変動等による不透明な市場環境が続くものと予想されますが、当グループでは、2022年度の基本方針を「新しい価値、新しい第一パンを創る」とし、全社一丸となって収益回復に向けて取り組んでまいります。

当連結会計年度は、コロナ禍における厳しい外部環境により、財務目標を達成することができませんでした。主力品を始めとしたNB商品の売上確保と値引率の抑制という2つのバランスをコントロールしながら営業していき、定番商品の育成や新しい販路の開拓などによる売上確保を強化してまいります。PB商品については、コンビニエンスストア専用の商品開発プロジェクトを立ち上げるほか、販路の拡充を図ります。

また、パウンドケーキやクッキーなどのロングライフ商品や冷凍ケーキ、冷凍ピザ生地などの新領域では、更なる商品群の拡充に取り組み、それらの開発にあたって習得する技術や知識を蓄積し、価値のある製品を創り出していくことにより、厳しい経営環境の中でも耐えられる収益基盤の構築や企業の安定性の確保を目指してまいります。

株主の皆様におかれましても、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第77期 (2018年1月1日から 2018年12月31日まで)	第78期 (2019年1月1日から 2019年12月31日まで)	第79期 (2020年1月1日から 2020年12月31日まで)	第80期(当連結会計年度) (2021年1月1日から 2021年12月31日まで)
売 上 高 (百 万 円)	25,145	24,751	24,021	23,864
親会社株主に帰属する当期純利益 (百 万 円)	△531	△551	△368	△739
1 株当たり当期純利益 (円)	△76.82	△79.63	△53.18	△106.83
総 資 産 (百 万 円)	19,470	18,583	18,537	18,009
純 資 産 (百 万 円)	8,949	8,413	8,178	7,485

(注) △は損失を示しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況 (2021年12月31日現在)

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
スリースター製菓株式会社	99百万円	100%	クッキー及び菓子類その他食品の製造並びに販売
株式会社ベーカリープチ	80百万円	100% (18.75%)	パン、菓子類の製造並びに販売
株式会社ファースト・ロジスティックス	50百万円	100%	貨物自動車運送並びに自動車運送取扱

(注) () は間接所有の内数です。

(8) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

事 業		事 業 内 容
食 品 事 業	パ ン 部 門	各種食パン・菓子パン等
	和 洋 菓 子 部 門	各種和菓子・ケーキ・蒸しパン等
	そ の 他	各種クッキー・菓子類・貨物自動車運送・自動車運送等

(9) 主要な営業所及び工場（2021年12月31日現在）

① 当 社

- ・本 社 東京都小平市小川東町三丁目6番1号
- ・工 場 横浜工場（神奈川県） 高崎工場（群馬県） 金町工場（埼玉県）
大阪空港工場（大阪府） 小平工場（東京都）
- ・営業所 新潟営業所（新潟県） 長野営業所（長野県） 岡山営業所（岡山県）
名古屋営業所（愛知県）

② 子会社

スリースター製菓株式会社

- ・本 社 東京都小平市小川東町三丁目6番1号
- ・工 場 高崎工場（群馬県）

株式会社ベーカリープチ

- ・本 社 東京都小平市小川東町三丁目6番1号
- ・工 場 横浜セントラル工場（神奈川県）

株式会社ファースト・ロジスティックス

- ・本 社 東京都小平市小川東町三丁目6番1号
- ・営業所 小平営業所（東京都） 金町営業所（埼玉県） 横浜営業所（神奈川県）
高崎営業所（群馬県） 大阪営業所（大阪府）

(10) 従業員の状況（2021年12月31日現在）

従業員数	前期末比
938名	36名増

(11) 主要な借入先（2021年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,140百万円
三井住友信託銀行株式会社	522百万円
株式会社三井住友銀行	400百万円
株式会社りそな銀行	45百万円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、当事業年度（2021年1月1日～2021年12月31日）において、営業損失873百万円、経常損失566百万円、当期純損失746百万円を計上しました。また、連結業績においても当連結会計年度（2021年1月1日～2021年12月31日）において、営業損失633百万円、経常損失523百万円、親会社株主に帰属する当期純損失739百万円を計上しました。

この結果、連結計算書類及び個別計算書類ともに、継続して営業損失を計上しております。また、当連結会計年度末における短期借入金及び1年内償還予定の社債の合計金額は4,196百万円であり、流動負債が流動資産を超過しております。加えて、2019年12月26日に主力行の株式会社みずほ銀行と他の参加行の合意を得て締結した、総貸付極度額22億円のコミットメントライン契約（コミットメント期間：2019年12月30日から2022年12月30日）につきまして、当事業年度末に下記の財務制限条項のうち②の条項に抵触しました。

- ①2019年12月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ②2019年12月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

このような状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

しかしながら、以下の資金面を中心とした手当及び改善策の実施により、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性はないものと判断しております。

資金面では、当事業年度末日後に保有株式の売却を行いました結果、1,067百万円の資金を調達すると共に、主力行の当座貸越極度額や証書貸付の継続についても契約の更新を行っております。また、他の主要取引銀行の当座貸越極度額や証書貸付の継続についても他の主要取引銀行との協議を重ねております。加えて、コミットメントラインの継続使用につきましましては、コミットメントライン参加行と協議を継続中です。従来より、主要取引銀行及びコミットメントライン参加行に対して、業績の回復に向けた施策、当グループの財政状態及び担保に供していない保有不動産の状況を説明し、一定の理解も得られ、良好な関係を築いております。これらにより、当座貸越極度額も含め、主要取引銀行の支援体制も十分に確保できております。

なお、当連結会計年度において連結営業キャッシュ・フローが10百万円のマイナスとなっておりますが、2021年12月度に新規事業の冷凍クリスマスケーキ等の売上が伸びたため売掛金が増大し、この新規事業に係る生産費用（原料費、労務費等）の支払いが売掛金の回収より先行して行われたことが主な要因であります。更に、保有資産の有効活用についても検討を進めてまいります。よって、キャッシュ・フローについての危惧はないと判断しております。

売上面につきましては、NB商品の開発を磨くと共に、取引先との連携を密にし、PBブランドの商品群に積極的に取り組むと共に、当社の強みであるキャラクター商品に注力し売上の増大を図ってまいります。また、グループ内のリソースを活かし、ロングライフ商品・冷凍品のジャンル、具体的には焼き菓子や冷凍ケーキ、冷凍生地等の非日配商品群の開発に注力し、新たな売上の上乘せを図ってまいります。

生産面につきましては、DPS活動の継続による品質の安定化と生産効率の改善並びに新規投資を行うことで生産性を上げ、上昇を続ける労務費等の削減を図ってまいります。

販売管理費の管理面につきましては、人件費・配送費も含めたあらゆる経費の見直しを行い、コスト抑制に繋げてまいります。

今後、原材料の調達価格や労務費・人件費・配送費の上昇等厳しい環境が見込まれますが、これらの施策により、早期の通期黒字化を目指してまいります。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 13,200,000株
 (2) 発行済株式の総数 6,923,647株 (自己株式6,253株を除く。)
 (3) 株主数 8,409名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
豊 田 通 商 株 式 会 社	2,314千株	33.43%
MF 資 産 管 理 合 同 会 社	300	4.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	296	4.29
細 貝 理 栄	294	4.25
細 貝 隆 志	266	3.85
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	237	3.44
昭 和 産 業 株 式 会 社	145	2.10
株 式 会 社 ニ ッ プ ン	142	2.05
B of A 証 券 株 式 会 社	105	1.52
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	94	1.36

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(6,253株) を控除して計算しております。
 2. 細貝理栄氏の持株数、持株比率には、第一屋製パングループ役員持株会の自己持分数を含んでおりま
 す。

3. 会社役員に関する事項（2021年12月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	細 貝 正 統	スリースター製菓株式会社代表取締役社長 株式会社ベーカリープチ代表取締役専務 MF資産管理合同会社代表社員
取締役会長	細 貝 理 栄	
取締役副社長	小 山 一 郎	スリースター製菓株式会社取締役 株式会社ファースト・ロジスティックス取締役
取締役	結 城 義 晴	株式会社商人舎代表取締役社長 株式会社True Data取締役
取締役	平 田 雅 史	豊田通商株式会社食品原料部長
取締役	加 藤 茂 治	豊田通商株式会社食料・生活産業本部COO
常勤監査役	家 城 裕	スリースター製菓株式会社監査役 株式会社ファースト・ロジスティックス監査役 株式会社ベーカリープチ監査役
監査役	田 櫓 孝 次	田櫓公認会計士・税理士事務所代表 エンパイヤ自動車株式会社監査役
監査役	林 健太郎	豊通食料株式会社常務取締役コーポレート本部長 クレードル食品株式会社監査役
監査役	福 井 孝 之	スリースター製菓株式会社監査役 株式会社ファースト・ロジスティックス監査役 株式会社ベーカリープチ監査役

- (注) 1. 服部治行氏は、2021年3月30日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任し、同日付をもって加藤茂治氏が取締役に新たに選任され、就任しました。
2. 伊藤 弘氏は、2021年3月30日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって、監査役を辞任し、同日付をもって林健太郎氏が伊藤 弘氏の補欠として監査役に選任され、就任しました。
3. 当事業年度中に生じた取締役の地位の異動について
- ・細貝理栄氏は、2020年12月31日付で代表取締役の地位のみを辞任し、2021年1月1日付にて代表権を有しない取締役会長に就任しました。
 - ・小山一郎氏は、2021年1月1日付で取締役副社長に就任しました。
4. 重要な兼職の異動状況について
- ・取締役平田雅史氏は、2021年3月31日付で中部食糧株式会社取締役を辞任し、同年4月1日付で豊田通商株式会社食品原料部長に就任しました。
 - ・取締役加藤茂治氏は、2021年4月1日付で豊田通商株式会社食料・生活産業本部COOに就任しました。
 - ・監査役林健太郎氏は、2021年6月21日付でクレードル食品株式会社監査役に、同年6月30日付で豊通食料株式会社常務取締役に、同年7月1日付で豊通食料株式会社コーポレート本部長に就任しました。
5. 取締役結城義晴、平田雅史及び加藤茂治の3氏は、社外取締役であります。
6. 常勤監査役家城 裕、監査役田櫓孝次及び林健太郎の3氏は、社外監査役であります。
7. 取締役結城義晴、常勤監査役家城 裕及び監査役田櫓孝次の3氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
8. 監査役田櫓孝次氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 監査役林健太郎氏は、最高財務責任者（CFO）の任を含め、長年に亘る財務部門での経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや諮問機関である人事委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて当社の業績、従業員給与の水準、他社水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等並びに非金銭報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして有効であり、将来においてその導入を阻むものではないが、当面は基本報酬（金銭報酬）のみの運用とする。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、代表取締役社長が、諮問機関である人事委員会に原案を諮問し答申を得、取締役会に上程して決議を得るものとする。

なお、人事委員会は、社長、副社長、経営企画室長及びコーポレート本部長で構成され、社外監査役同席のもとで適切な審議を行う任意の委員会である。

決議の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役及び監査役の基本報酬については、2017年3月30日に開催された第75回定時株主総会において、取締役報酬を年額144百万円以内（当該株主総会終結時の員数は8名であります。）、監査役報酬を年額30百万円以内（当該株主総会終結時の員数は4名であります。）と決議されております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち、社外取締役)	40,152 (4,800)	40,152 (4,800)	—	—	4 (1)
監査役 (うち、社外監査役)	12,900 (10,200)	12,900 (10,200)	—	—	3 (2)

(注) 1. 社外監査役1名は子会社から2,400千円の報酬を受けております。

2. 社外取締役3名及び社外監査役2名は無報酬であり、上記取締役及び監査役の員数には含めておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の兼職その他の状況

区 分	氏 名	兼職その他の状況
取 締 役	結 城 義 晴	株式会社商人舎代表取締役社長 株式会社True Data取締役
取 締 役	平 田 雅 史	豊田通商株式会社食品原料部長
取 締 役	加 藤 茂 治	豊田通商株式会社食料・生活産業本部COO
常勤監査役	家 城 裕	スリースター製菓株式会社監査役 株式会社ファースト・ロジスティックス監査役 株式会社ベーカリープーチ監査役
監 査 役	田 櫓 孝 次	田櫓公認会計士・税理士事務所代表 エンパイヤ自動車株式会社監査役
監 査 役	林 健太郎	豊通食料株式会社常務取締役コーポレート本部長 クレードル食品株式会社監査役

(注) 1. 取締役平田雅史及び加藤茂治の両氏の兼職先である豊田通商株式会社は、当社との間に原材料の売買に係る取引関係があります。また、同社は、当社株式2,314千株（議決権比率33.43%）を有する大株主であります。

2. 常勤監査役家城 裕氏の兼職先であるスリースター製菓株式会社、株式会社ファースト・ロジスティックス及び株式会社ベーカリープーチは、当社の子会社であります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会及び監査役会への出席状況	主な活動状況
取 締 役	結 城 義 晴	取締役会：全14回に出席	企業の経営及び流通業界全般にわたる豊富な知見に基づき、当社の経営全般に対して的確な指摘・助言を行い、当社の経営陣とは独立した中立の立場から経営体制の強化を図っております。
取 締 役	平 田 雅 史	取締役会：全14回に出席	食料事業に携わってきた豊富な経験及び専門的な見識を活かして、当社の経営全般に対して的確な助言を行い、経営体制の強化を図っております。
取 締 役	加 藤 茂 治	取締役会：全10回に出席	食料事業に携わってきた豊富な経験及び国際的な視点を活かして、当社の経営全般に対して積極的に意見表明及び提言を行い、経営体制の強化を図っております。
常勤監査役	家 城 裕	取締役会：全14回に出席 監査役会：全16回に出席	常勤監査役として、監査役会議長を務めており、取締役会及び社内での重要な会議への出席、工場等の往査などを行っております。また、コンプライアンス等の管理全般にわたる幅広い見識と監査役室長等の豊富な経験に基づき、当社の経営全般に対して的確な指摘・助言を行い、当社の経営陣とは独立した中立の立場から経営を監視し、監査体制の強化を図っております。
監 査 役	田 樽 孝 次	取締役会：全14回に出席 監査役会：16回中15回出席	公認会計士及び税理士として長年培われた専門的見地からの提言や意見表明を行い、当社の経営陣とは独立した中立の立場から経営を監視し、監査体制の強化を図っております。
監 査 役	林 健 太 郎	取締役会：10回中7回出席 監査役会：13回中8回出席	財務等の管理全般にわたる幅広い見識と最高財務責任者（CFO）の任などの豊富な経験を活かして経営を監視し、監査体制の強化を図っております。

(注) 取締役加藤茂治及び監査役林健太郎の両氏につきましては、2021年3月30日就任後の状況を記載しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	49,000千円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭	49,000千円
その他の財産上の利益の合計額	

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適切性を確認し、算出根拠や算出内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬額等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 2021年4月に前事業年度に係る追加分5,650千円を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断する場合には、監査役会は取締役会の見解を考慮のうえ、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該事案を株主総会に提出します。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当グループは、「おいしさに まごころこめて」という基本精神のもと、社会からの信頼を得ることの重要性を認識し、適法・適正かつ効率的な事業活動を実行するため、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会における決議により、「内部統制システムの基本方針」を定めております。

その内容は次のとおりであります。

(1) 当社及び当社子会社（以下「当グループ」という。）の取締役・従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

① 当グループは、「第一屋製パングループ行動指針」を定め、代表取締役社長をはじめとする取締役・本部長・部長・工場長等が、繰り返しその精神を当グループの従業員に伝えることにより、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

② 当社は、最高コンプライアンス責任者を代表取締役社長とし、当グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

また、最高コンプライアンス責任者を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、各事業部門固有のコンプライアンスリスクを分析して当グループにおけるコンプライアンスに係る諸施策を継続して実施すると共に、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を適宜取締役会に報告する。

③ 企業を取巻く各種のリスクに迅速かつ的確に対処するため、当グループの取締役及び従業員は、「内部通報専用ホットライン」をもって直接報告することを可能とする。

なお、報告・通報を受けたコーポレート本部は、その内容を調査し、コンプライアンス委員会に報告する。

④ 取締役及び従業員の法令・定款違反について、コーポレート本部から報告を受けたコンプライアンス委員会は、人事委員会の諮問を受ける。また、代表取締役社長は、重要性に応じて取締役会に報告する。

⑤ 当グループは、反社会的勢力とは取引を含む一切の関係を持たないこととし、社内研修等を通じてその趣旨を当グループの取締役及び従業員に周知徹底する。

なお、反社会的勢力に関する諸対応は、コーポレート本部が所管し、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟して情報収集に努めるほか、積極的に警察や弁護士等の外部機関との連携を図り、反社会的勢力との取引等の未然防止に努める。

(2) 当社取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理について、その責任者をコーポレート本部長とし、情報管理に関する基本方針のもと、文書管理規定に従い、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録して保存及び管理する。
- ② 取締役及び監査役は、これらの文書を随時閲覧できるものとする。

(3) 当グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、コーポレート本部長を当グループの損失の危険を含むリスクに関する統括責任者とし、コーポレート本部において当グループ全体のリスクを総括のうえ管理する。
また、各リスクにそれぞれ関係する部署は、「本部長会議規則」に基づき、当グループのリスク管理の状況をコーポレート本部長に報告する。
- ② コーポレート本部長は、「取締役会規則」に基づき、半期毎に取締役会に報告する。
- ③ 内部監査部門は、当グループ各社毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的にコーポレート本部長及び取締役会に報告する。
- ④ 取締役会は、必要に応じて改善策を審議・決定する。

(4) 当グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、以下の事項を実施します。

- ① 職務権限・意思決定ルールの方策
- ② 役員を含めた本部長による定例会議を原則、週1回開催
- ③ 取締役会による当グループの中期経営計画の方策、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定及びITを活用した月次・四半期業績管理の実施
- ④ 取締役会による当グループの月次業績の検証及び改善策の実施

(5) 当グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当グループにおける業務の適正を確保するため、内部統制に関する担当部門を当社コーポレート本部とし、当社と子会社各社との間で内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる仕組みを含む体制を構築・運営する。
- ② 当グループ各社の代表取締役社長をはじめとする取締役は、各部門における業務執行の適正を確保するため、内部統制の確立と運用の権限及び責任を有する。

- ③ 当社の監査室は、当グループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社コーポレート本部長及び担当部門の責任者に報告します。報告を受けたコーポレート本部長及び担当部門の責任者は、必要に応じて内部統制に係る改善策を指導し、実施にあたっての支援・助言を行う。また、監査役は、会計監査人との緊密な連携により、財務の適正を確保する。
- ④ 当グループにおける財務報告の信頼性を確保するため、内部統制に係る報告体制を構築し、その有効的かつ効率的な運用及び評価を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員（以下「監査役スタッフ」という。）を置くことを求めた場合における当該監査役スタッフに関する事項

当社は、監査役から要望があった場合は、「監査役監査基準」に基づき、速やかに監査役の職務を補助するための人員として監査役スタッフを設置する。

(7) 監査役スタッフの取締役からの独立性及び当該監査役スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役スタッフは、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外の者からの指揮命令は受けないものとし、取締役からの独立性を確保する。
- ② 監査役スタッフの任命、異動、評価等の人事権に係る事項の決定においては、常勤監査役の事前の同意を得ることとする。

(8) 当社の監査役に報告するための体制

- ① 当社は、監査役会と協議のうえ、監査役会に報告すべき事項を定める規定を制定し、取締役は、次の事項を報告することとする。
 - イ. 会議で決議された重要な事項
 - ロ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ハ. 毎月の経営状況として重要な事項
 - ニ. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ホ. 重大な法令・定款違反
 - ヘ. 「内部通報専用ホットライン」の通報状況及び内容
 - ト. その他コンプライアンス上の重要な事項
- ② 当グループの取締役及び従業員は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができる。
- ③ 当社は、当社の監査役に報告した当グループの取締役及び従業員が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることがない体制を整え、その旨を当グループの取締役及び従業員に周知徹底する。

(9) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査役からその職務の執行に係る費用の前払い又は償還の請求をされたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行上必要ではないと認められる場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

(10) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、監査役会に対して、業務執行状況を報告する機会を設けるなどして、監査役と定期的に意見交換を行うものとする。
- ② 取締役会は、業務の適正を確保するため、重要な業務執行に係る会議に対する監査役の出席を確保する。
- ③ 当社は、監査役が独自に弁護士との顧問契約を締結すること、また、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士等の助言を受ける機会を確保する。

当社は、内部統制システムを適正に運用するため、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めることとしております。また、基本方針に定める各事項について、2021年度における整備・運用状況に関する評価を実施し、本システムが基本方針に基づき適切に整備され運用されていることを取締役会において確認しました。

その概要は次のとおりであります。

- ・当グループの内部統制システム全般の整備・運用状況については、当社の監査室が内部監査計画に基づき当グループ各社の内部監査を実施し、本システムの実効性を確保しております。
- ・当社は、原則、毎月1回開催されるコンプライアンス委員会において報告されるリスク管理の状況について、全社的な情報共有に努めており、これらの管理状況及び取り組みについては、年に2回取締役会に報告しております。また、「内部通報専用ホットライン」を設置し、当グループ各社に開放することでコンプライアンスの実効性の向上を図っております。また、当グループの企画財務に関する政策的重要事項については、取締役会に先立ち、全20回開催された企画財務委員会において適切な審議を行い、業務の適正を確保しております。
- ・監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うと共に、当社代表取締役社長をはじめとする取締役、監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図ることにより、監査の実効性を確保しております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,691,103	流動負債	6,943,317
現金及び預金	1,452,157	支払手形及び買掛金	971,374
受取手形及び売掛金	3,461,178	短期借入金	4,108,700
商品及び製品	57,307	1年内償還予定の社債	88,520
仕掛品	32,853	リース債務	71,853
原材料及び貯蔵品	387,650	未払消費税等	73,659
未収入金	220,319	未払費用	1,242,319
その他	100,306	未払法人税等	73,095
貸倒引当金	△20,669	賞与引当金	52,050
固定資産	12,318,211	その他	261,744
有形固定資産	7,829,896	固定負債	3,580,033
建物及び構築物	2,225,609	社債	86,450
機械装置及び運搬具	2,799,716	リース債務	90,650
工具器具及び備品	125,405	繰延税金負債	805,851
土地	2,468,141	退職給付に係る負債	2,156,088
リース資産	205,164	長期預り金	170,454
建設仮勘定	5,860	資産除去債務	115,762
無形固定資産	66,713	その他	154,776
借地権	16,020	負債合計	10,523,350
ソフトウェア	35,659	(純資産の部)	
電話加入権	14,655	株主資本	6,822,582
その他	378	資本金	3,305,567
投資その他の資産	4,421,601	資本剰余金	3,658,571
投資有価証券	1,214,493	利益剰余金	△132,032
賃貸固定資産	3,146,602	自己株式	△9,524
その他	60,505	その他の包括利益累計額	663,382
		その他有価証券評価差額金	518,698
		退職給付に係る調整累計額	144,683
		純資産合計	7,485,965
資産合計	18,009,315	負債及び純資産合計	18,009,315

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		23,864,455
売上原価		17,602,736
売上総利益		6,261,718
販売費及び一般管理費		6,894,963
営業外損失		633,245
営業外収入		
受取利息及び受取配当金	27,415	
賃貸収入	161,604	
その他の	44,248	233,267
営業外費用		
支払利息	31,481	
賃貸費用	37,547	
固定資産処分損	13,742	
解体撤去費用	16,809	
製品処分費用負担金	15,777	
その他の	8,146	123,506
経常損失		523,484
特別損失		
減損	176,204	176,204
税金等調整前当期純損失		699,688
法人税、住民税及び事業税	43,991	
法人税等調整額	△4,004	39,986
当期純損失		739,675
親会社株主に帰属する当期純損失		739,675

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,202,927	流 動 負 債	6,493,925
現金及び預金	1,160,469	買掛金	1,020,312
売掛金	3,302,010	短期借入金	3,808,700
商品及び製品	57,478	1年内償還予定の社債	30,000
仕掛品	2,038	リース債	28,511
材料及び貯蔵品	339,162	未払金	78,552
原材料及び貯蔵品	339,162	未払消費税等	48,220
前渡金	47,649	未払費用	1,206,576
前払費用	45,759	未払法人税等	67,753
未収入金	247,991	預り金	165,897
その他	369	賞与引当金	39,400
固 定 資 産	11,832,223	固 定 負 債	3,483,362
有 形 固 定 資 産	7,074,818	リース債	61,921
建物	1,832,563	繰延税金負債	805,851
構築物	95,720	退職給付引当金	2,174,597
機械及び装置	2,422,705	長期預り金	170,454
車両運搬具	9,508	資産除去債務	115,762
工具器具及び備品	107,746	その他	154,776
土地	2,468,141		
リース資産	138,431	負 債 合 計	9,977,288
無 形 固 定 資 産	65,859	(純 資 産 の 部)	
借地権	16,020	株 主 資 本	6,539,163
ソフトウェア	35,239	資本金	3,305,567
電話加入権	14,221	資本剰余金	3,659,105
その他	378	資本準備金	3,659,105
投資その他の資産	4,691,545	利益剰余金	△415,985
投資有価証券	1,214,493	利益準備金	600,600
関係会社株式	288,714	その他利益剰余金	△1,016,585
長期前払費用	6,057	固定資産圧縮積立金	1,303,373
長貸固定資産	3,146,602	繰越利益剰余金	△2,319,958
その他	35,678	自己株式	△9,524
		評価・換算差額等	518,698
		その他有価証券評価差額金	518,698
		純 資 産 合 計	7,057,862
資 産 合 計	17,035,151	負債及び純資産合計	17,035,151

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		22,579,434
売上原価		16,740,164
売上総利益		5,839,269
販売費及び一般管理費		6,712,984
営業外損失		873,715
営業外収入		431,903
受取利息及び受取配当金	76,912	
賃借収入	238,954	
雑収入	116,036	
営業外費用		
支払利息	28,831	
賃借費用	47,068	
固定資産処分損	13,591	
解体撤去費用	12,834	
製品処分費用負担金	15,777	
雑損失	6,091	124,195
経常損失		566,007
特別損失		
減損	176,204	176,204
税引前当期純損失		742,211
法人税、住民税及び事業税	4,625	
法人税等調整額	△384	4,240
当期純損失		746,452

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月25日

第一屋製パン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 下田 琢 磨
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 沢 琢
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、第一屋製パン株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一屋製パン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年2月25日

第一屋製パン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 下田 琢 磨
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 宮 沢 琢

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第一屋製パン株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社から取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月28日

第一屋製パン株式会社 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 家 城 裕 ㊟
社外監査役 田 樽 孝 次 ㊟
社外監査役 林 健太郎 ㊟
監 査 役 福 井 孝 之 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が、2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等) <u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 <u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(附則)</p> <p>1. <u>変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役平田雅史氏は、本総会終結の時をもって取締役を辞任いたしますので、取締役1名の補欠選任をお願いするものであります。

なお、本総会において選任いただく取締役の任期は、当社定款の定めにより、在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
<p>もり たく や 森 拓 也 (1974年2月12日生)</p> <p>新任</p>	<p>1996年4月 株式会社トーメン（現豊田通商株式会社）入社 2012年3月 豊田通商株式会社食糧部麦グループリーダー 2015年4月 同社穀物第二部穀物第二グループリーダー 2016年7月 PTブングサリフラワーミルズ 副社長 2020年4月 豊田通商株式会社食品事業部フードサプライチェーングループリーダー 2021年4月 同社食品原料部食品事業グループリーダー 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 豊田通商株式会社食品原料部食品事業グループリーダー</p>	<p>一株</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 食料事業に携わってきた豊富な経験と専門的な見識を有しており、これらを当社の経営全般に活かしていただくことにより、当社の経営体制を更に強化できるものと判断し、新たに社外取締役候補者としました。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、社外取締役候補者であります。
3. 候補者は、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である豊田通商株式会社の業務執行者を務めております。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役林健太郎氏及び福井孝之氏は、本総会終結の時をもって監査役を辞任いたしますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、川村竜也氏は林健太郎氏の補欠として、小室英夫氏は福井孝之氏の補欠としてそれぞれ選任されることとなりますので、その任期は、当社定款の定めにより、退任した監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 数
1	川 村 竜 也 (1967年5月19日生) 新任	1993年4月 株式会社トーメン（現豊田通商株式会社）入社 2011年4月 同社営業経理部名古屋経理第一グループリーダー 2012年4月 同社営業経理部名古屋経理第二グループリーダー 2014年4月 同社経理部税務企画グループリーダー 2018年4月 豊田通商インドネシア社（ジャカルタ）CFO 現在に至る (重要な兼職の状況) 豊田通商インドネシア社（ジャカルタ）CFO	一株
<p>【社外監査役候補者とした理由】 財務等の管理全般にわたる幅広い見識と経理部門における長年の経験を活かしていただくことにより、当社の監査体制を更に強化できるものと判断し、新たに社外監査役候補者としました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 数
2	<p>小 室 英 夫 (1954年12月19日生)</p> <p>新任</p>	<p>1977年 4 月 当社入社</p> <p>1998年 1 月 当社小平工場 工場長</p> <p>2008年 2 月 当社営業本部営業企画部 部長</p> <p>2011年 1 月 当社関西統括本部 本部長</p> <p>2011年 3 月 当社執行役員 関西統括本部 本部長</p> <p>2012年 4 月 当社執行役員 商品本部 本部長</p> <p>2013年 3 月 当社取締役 営業本部 本部長</p> <p>2013年 3 月 株式会社ファースト・ロジスティック ス取締役</p> <p>2015年 1 月 当社取締役 コーポレート本部 本部長 兼 経理部 部長</p> <p>2015年 3 月 株式会社ベーカリープチ取締役</p> <p>2015年10月 当社取締役 コーポレート本部 本部長</p> <p>2018年 3 月 当社執行役員 コーポレート本部 本部長</p> <p>2019年 1 月 当社執行役員 関西統括本部 本部長</p> <p>2022年 1 月 当社 社長付 現在に至る</p> <p>2022年 2 月 スリースター製菓株式会社監査役 現在に至る 株式会社ファースト・ロジスティック ス監査役 現在に至る 株式会社ベーカリープチ監査役 現 在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) スリースター製菓株式会社監査役 株式会社ファースト・ロジスティックス監査役 株式会社ベーカリープチ監査役</p>	1,547株
<p>【監査役候補者とした理由】</p> <p>コーポレート本部の責任者等を務めるなど、当グループの組織及び業務プロセス等に精通しており、社内から情報を適切に収集したうえで、実効性の高い監査役監査が可能であり、当社の監査体制を更に強化できるものと判断し、新たに監査役候補者となりました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 川村竜也氏は、社外監査役候補者であります。
3. 川村竜也氏は、過去10年間において、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である豊田通商株式会社
の業務執行者であったことがあります。
4. 小室英夫氏が所有する当社株式数には、第一屋製パングループ役員持株会の自己持分数を含んでお
ります。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、晴磐監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が晴磐監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の監査継続期間が長期にわたることから、新しい会計監査人の起用による新たな視点での監査が期待できることに加えて、当社の事業規模を踏まえ、会計監査人としての独立性、専門性、品質管理体制、監査報酬等を総合的に勘案した結果、同監査法人が適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

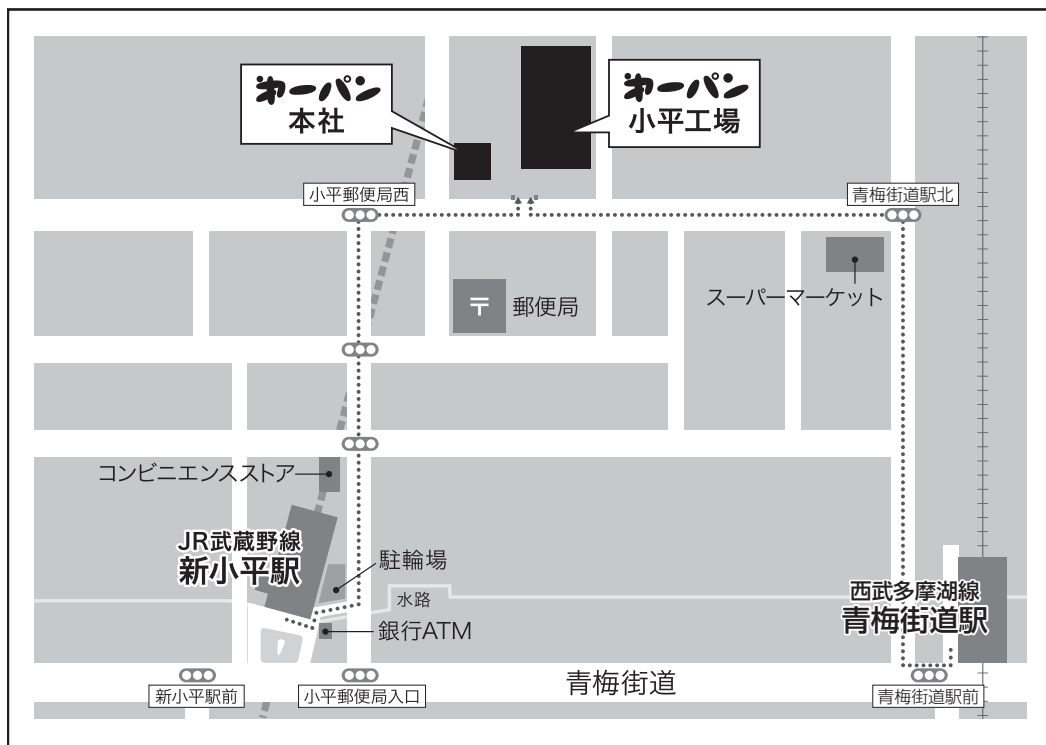
名 称	晴磐監査法人		
事務所の所在地	東京都新宿区大久保一丁目2番1号 天翔東新宿ビル		
沿 革	2021年7月2日設立		
概 要	出資金	5百万円	
	構成人員	社員（公認会計士）	5名
		職員（公認会計士）	2名
		合計	7名

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 当社小平工場会議室

〒187-8611 東京都小平市小川東町三丁目6番1号
電話 (042) 348-0211 (代表)



(JR武蔵野線〔新小平駅〕 徒歩約7分)
(西武多摩湖線〔青梅街道駅〕 徒歩約10分)

(注) 会場の駐車場スペースが限られておりますので、
お車でのご来場はご遠慮ください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、
何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。